

2025（R7）年税制改正（法人税）

今回は 2025（R7）年度の税制改正のうち、**法人税の主要改正項目**をご紹介します。法人税に関して大きな改正は無く、従前の制度の見直し、延長が主となります。

中小企業の軽減税率の特例の延長・見直し

近年の賃上げや物価上昇に対応を行う中小企業の状況を踏まえて、年 800 万円以下の法人所得に適用する**軽減税率の適用期限が 2 年延長**されました（2027（R9）年 3 月 31 日まで）。但し、きわめて所得が大きい法人等に対して適用される税率の見直しが行われています。

企業・所得の区分			税率
大法人（資本金1億円超）			23.2%
中小企業 （資本金1億円以下）	所得800万円を超える部分		19%
	所得800万円以下の部分	・過去3年の平均所得15億円超の企業	19%
		・ グループ通算制度の適用法人	17%
		上記以外の法人	15%

※赤字:改正部分 黄色:適用延長

中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の延長・見直し

・中小企業投資促進税制

適用期限が2年延長されます（2027（R9）年 3 月 31 日まで）

・中小企業経営強化税制

各制度の要件の見直しが行われ、**適用期限が2年延長**されます（2027（R9）年 3 月 31 日まで）

A 類型（生産性向上設備）：生産性の旧モデル比 **改善割合の算定方法を変更**（改善率1%のまま）

B 類型（収益力強化設備）：投資収益率の見直し（5%以上→**7%**以上）

B 類型拡充（経営規模拡充設備）；売上100億企業を目指す企業を後押する新制度（建物も対象）

C 類型（デジタル化設備）：**廃止**

D 類型（経営資源集約化）：変更なし



その他

・防衛特別法人税（2026（R8）年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用）

基準法人税額から基礎控除として500万円控除した額に4%の税率を乗じた付加税を新設。

・リース会計

① リース期間定額法で減価償却する場合、残価補償額を控除せずに 1 円（備忘価額）まで償却

② 税務上の延払基準は廃止となり、既存税務処理の経過措置が設けられました（貸手）

※2027（R9）年 4 月 1 日以降に締結した所有権移転外リース契約が対象

※※上場企業等のグループ会社では 2025（R7）年より新リース会計基準が順次適用されるため、是会計処理と税務処理の差異に留意する必要があります。

@ 5 月の予定

5 / 1 2 ・ 4 月分源泉所得税

・ 住民税の特別徴収税額納付期限

6 / 2 ・ 3 月決算法人の確定申告

・ 6, 9, 12 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

